

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和5年10月16日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10	組
	出席番号	A000001	
氏名	学校用 見本 (ガツウヨウ ミホ)		様

独立行政法人
日本学生支援機構

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和6年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

については、あなたが令和6年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分：第I区分	候補者決定	—	—
要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出(※3)	○	○	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備が解消されていない場合や未提出の場合等の理由による判定不可を含む。）、「—」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。

※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金(注1)	第一種奨学金 (無利子)(注3)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	*****	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度(注4)	*****	機関保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額となります。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

注4 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」の両方への加入が必要です。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）

ABCDE98765

※ 進学後の手続きにて必要になります。

★裏面の「重要事項」を必ず確認してください。

★本通知を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

重要事項

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）		給付奨学金	貸与奨学金
国内大学等	大学・短期大学	○※1	○
	通信教育課程・放送大学	○※1	×※2
	別科	×	○※3
	専修学校（専門課程）	○※1	○
	通信教育課程	○※1	×※2
高等専門学校（4年次）	○※1	○※4	
海外大学	×	○※5	

※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。

● 毎年9月初旬頃に最新の対象校一覧が公表されます。https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm（文部科学省）



※2 進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に進学先の学校に相談してください。（在学採用）。

※3 対象となる別科については、「貸与奨学生採用候補者のしおり」9ページにてご確認ください。

※4 高等専門学校4年次に編入する場合に限ります。

※5 海外大学で利用できる奨学金は、第二種奨学金（+入学時特別増額貸与奨学金）のみです。なお、対象となる学校は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページにてご確認ください。

2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【提出用】）と併せて必要書類等を提出し、スカラネット（インターネット）から「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」にて確認してください。

3. 貸与奨学金に係る留意点について

日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があるものです。将来、返還することを念頭に置きつつ、貸与を受けること自体の要否を含め、真に必要な金額について、保護者の方等ともよく相談し、決定するようにしてください。

4. 採用候補者の採否等に関するQ&Aについて

給付奨学金及び貸与奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象になり、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。

より具体的に確認する方法として、本機構ホームページに計算手順等を掲載していますので、採否等に疑問のある方等は、下記のページよりご確認ください。

◆【高校生等対象】給付奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_kyufu_qa.html



◆【高校生等対象】貸与奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_taiyo_qa.html



（秋入学について）

給付奨学金については、採用決定後も毎年10月に家計基準の見直しを行います。秋入学の場合、入学月によっては「進学届」の提出に併せて家計基準の見直しを行うことがあるため、表面「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」に記載の給付奨学金の利用条件にある支援区分での採用とならない場合があります。

（進学のために離職を予定している方の特例措置について）

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を算入しない特例措置が適用される場合があります。詳細は、本機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該判決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。